

手数料及びその料率

平成 16 年 4 月 1 日改正

1. 業務規程第 111 条第 1 項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

(1) 株券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1) 1 日の預託株数が 5 億株以下の部分 (2) 1 日の預託株数が 5 億株超 10 億株以下の部分 (3) 1 日の預託株数が 10 億株超 20 億株以下の部分 (4) 1 日の預託株数が 20 億株超 30 億株以下の部分 (5) 1 日の預託株数が 30 億株を超える部分	1 株につき 0.003 円 1 株につき 0.001 円 1 株につき 0.0005 円 1 株につき 0.00025 円 1 株につき 0.000125 円
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者 (質権者を含む。)	(1) 1 日の振替株数が 5 千万株以下の部分 (2) 1 日の振替株数が 5 千万株超 7 千万株以下の部分 (3) 1 日の振替株数が 7 千万株超 1 億株以下の部分 (4) 1 日の振替株数が 1 億株超 3 億株以下の部分 (5) 1 日の振替株数が 3 億株を超える部分 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については	1 株につき 0.0045 円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% 1 株につき 0.00225 円
	清算対象取引の決済に係る振替については、クリアリング機構	振替に係る株数	1 株につき 0.009 円
交付手数料	交付を受けた参加者(質権者を含む。)	交付に係る株数	1 株につき 0.006 円
保管手数料	口座残高を有する参加者(質権者を含む。)	(1) 日々の保管残高の株数が 5 億株以下の部分 (2) 日々の保管残高の株数が 5 億株超 15 億株以下の部分 (3) 日々の保管残高の株数が 15 億株超 30 億株以下の部分 (4) 日々の保管残高の株数が 30 億株超 50 億株以下の部分 (5) 日々の保管残高の株数が 50 億株超 70 億株以下の部分 (6) 日々の保管残高の株数が 70 億株超 100 億株以下の部分 (7) 日々の保管残高の株数が 100 億株超 200 億株以下の部分 (8) 日々の保管残高の株数が 200 億株超 300 億株以下の部分 (9) 日々の保管残高の株数が 300 億株超 500 億株以下の部分 (10) 日々の保管残高の株数が 500 億株を超える部分	1 株につき 1 日当り 0.00006 円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

- (注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における 1 単元の株式の数(商法第 221 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた 1 単元の株式の数をいう。以下同じ。)が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該 1 単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。
2. 預託手数料については、法第 14 条第 1 項の規定により、機構に提出されて預託された株券の数量について徴収することとし、法第 19 条(これを準用する場合を含む。)の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。
3. 機構が参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。
4. 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(2) 新株予約権付社債

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	預託を行った参加者	預託に係る券面の総額	各社債の金額（商法第 299 条に規定する各社債の金額をいう。以下同じ。）につき 6 円
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者 （質権者を含む。）	振替に係る券面の総額	各社債の金額につき 6 円 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については 各社債の金額につき 3 円
	清算対象取引の決済に係る振替については、クリアリング機構	振替に係る券面の総額	各社債の金額につき 12 円
交付手数料	交付を受けた参加者 （質権者を含む。）	交付に係る券面の総額	各社債の金額につき 12 円
保管手数料	保管残高を有する参加者 （質権者を含む。）	(1) 日々の保管残高の 券面の総額が 2,000 億円以下 の部分 (2) 日々の保管残高の 券面の総額が 2,000 億円超 5,000 億円以下の部分 (3) 日々の保管残高の 券面の総額が 5,000 億円を 超える部分	各社債の金額につき 1 日当り 0.13 円 各社債の金額につき 1 日当り 0.12 円 各社債の金額につき 1 日当り 0.11 円

(注) 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1) 1日の預託口数が5万口以下の部分 (2) 1日の預託口数が5万口超10万口以下の部分 (3) 1日の預託口数が10万口超20万口以下の部分 (4) 1日の預託口数が20万口超30万口以下の部分 (5) 1日の預託口数が30万口を超える部分	1口につき 3円 1口につき 1円 1口につき 0.5円 1口につき 0.25円 1口につき 0.125円
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者 (質権者を含む。)	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が15万口超30万口以下の部分 (4) 1日の振替口数が30万口超50万口以下の部分 (5) 1日の振替口数が50万口超70万口以下の部分 (6) 1日の振替口数が70万口超100万口以下の部分 (7) 1日の振替口数が100万口超200万口以下の部分 (8) 1日の振替口数が200万口を超える部分 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については	1口につき 2.5円 (1)の料率の 75% (1)の料率の 65% (1)の料率の 55% (1)の料率の 45% (1)の料率の 35% (1)の料率の 25% (1)の料率の 15% 1口につき 1.25円
	清算対象取引の決済に係る振替については、クリアリング機構	振替に係る口数	1口につき 5円
交 hands 手数料	交付を受けた参加者 (質権者を含む。)	交付に係る口数	1口につき 6円
保管手数料	保管残高を有する参加者 (質権者を含む。)	(1) 日々の保管残高の口数が5万口以下の部分 (2) 日々の保管残高の口数が5万口超15万口以下の部分 (3) 日々の保管残高の口数が15万口超30万口以下の部分 (4) 日々の保管残高の口数が30万口超50万口以下の部分 (5) 日々の保管残高の口数が50万口超70万口以下の部分 (6) 日々の保管残高の口数が70万口超100万口以下の部分 (7) 日々の保管残高の口数が100万口超200万口以下の部分 (8) 日々の保管残高の口数が200万口超300万口以下の部分 (9) 日々の保管残高の口数が300万口を超える部分	1口につき 1日当り0.06円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5%

(注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

b 前a以外の受益証券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1) 1日の預託口数が50万口以下の部分 (2) 1日の預託口数が50万口超100万口以下の部分 (3) 1日の預託口数が100万口超200万口以下の部分 (4) 1日の預託口数が200万口超300万口以下の部分 (5) 1日の預託口数が300万口を超える部分	1口につき 3円 1口につき 1円 1口につき 0.5円 1口につき 0.25円 1口につき 0.125円
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者 (質権者を含む。)	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4) 1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5) 1日の振替口数が30万口を超える部分 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% 1口につき 2.25円
	清算対象取引の決済に係る振替については、クリアリング機構	振替に係る口数	1口につき 9円
交付手数料	交付を受けた参加者 (質権者を含む。)	交付に係る口数	1口につき 6円
保管手数料	保管残高を有する参加者(質権者を含む。)	(1)日々の保管残高の口数が50万口以下の部分 (2)日々の保管残高の口数が50万口超150万口以下の部分 (3)日々の保管残高の口数が150万口超300万口以下の部分 (4)日々の保管残高の口数が300万口超500万口以下の部分 (5)日々の保管残高の口数が500万口超700万口以下の部分 (6)日々の保管残高の口数が700万口超1,000万口以下の部分 (7)日々の保管残高の口数が1,000万口超2,000万口以下の部分 (8)日々の保管残高の口数が2,000万口超3,000万口以下の部分 (9)日々の保管残高の口数が3,000万口超5,000万口以下の部分 (10)日々の保管残高の口数が5,000万口を超える部分	1口につき 1日当り0.06円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

(注) 1.証券取引所が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2.保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1)1日の預託口数が50万口以下の部分 (2)1日の預託口数が50万口超100万口以下の部分 (3)1日の預託口数が100万口超200万口以下の部分 (4)1日の預託口数が200万口超300万口以下の部分 (5)1日の預託口数が300万口を超える部分	1口につき 3円 1口につき 1円 1口につき 0.5円 1口につき 0.25円 1口につき 0.125円
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者 (質権者を含む。)	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% 1口につき 2.25円
	清算対象取引の決済に係る振替については、クリアリング機構	振替に係る口数	1口につき 9円
交 hands 手数料	交付を受けた参加者 (質権者を含む。)	交付に係る口数	1口につき 6円
保管手数料	保管残高を有する参加者 (質権者を含む。)	(1)日々の保管残高の口数が50万口以下の部分 (2)日々の保管残高の口数が50万口超150万口以下の部分 (3)日々の保管残高の口数が150万口超300万口以下の部分 (4)日々の保管残高の口数が300万口超500万口以下の部分 (5)日々の保管残高の口数が500万口超700万口以下の部分 (6)日々の保管残高の口数が700万口超1,000万口以下の部分 (7)日々の保管残高の口数が1,000万口超2,000万口以下の部分 (8)日々の保管残高の口数が2,000万口超3,000万口以下の部分 (9)日々の保管残高の口数が3,000万口超5,000万口以下の部分 (10)日々の保管残高の口数が5,000万口を超える部分	1口につき 1日当たり0.06円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

- (注) 1.証券取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
2.預託手数料については、法第39条の2において準用する法第14条第1項の規定により、機構に提出されて預託された投資証券の数量について徴収することとし、法第39条の2において準用する法第19条の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。
3.保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1)1日の預託口数が50万口以下の部分 (2)1日の預託口数が50万口超100万口以下の部分 (3)1日の預託口数が100万口超200万口以下の部分 (4)1日の預託口数が200万口超300万口以下の部分 (5)1日の預託口数が300万口を超える部分	1口につき 3円 1口につき 1円 1口につき 0.5円 1口につき 0.25円 1口につき 0.125円
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者 (質権者を含む。)	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% 1口につき 2.25円
	清算対象取引の決済に係る振替については、クリアリング機構	振替に係る口数	1口につき 9円
交付手数料	交付を受けた参加者 (質権者を含む。)	交付に係る口数	1口につき 6円
保管手数料	保管残高を有する参加者 (質権者を含む。)	(1)日々の保管残高の口数が50万口以下の部分 (2)日々の保管残高の口数が50万口超150万口以下の部分 (3)日々の保管残高の口数が150万口超300万口以下の部分 (4)日々の保管残高の口数が300万口超500万口以下の部分 (5)日々の保管残高の口数が500万口超700万口以下の部分 (6)日々の保管残高の口数が700万口超1,000万口以下の部分 (7)日々の保管残高の口数が1,000万口超2,000万口以下の部分 (8)日々の保管残高の口数が2,000万口超3,000万口以下の部分 (9)日々の保管残高の口数が3,000万口超5,000万口以下の部分 (10)日々の保管残高の口数が5,000万口を超える部分	1口につき 1日当たり 0.06円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

(注) 1. 預託手数料については、法第39条の5第1項において準用する法第14条第1項の規定により、機構に提出されて預託された優先出資証券の数量について徴収することとし、法第39条の5第1項において準用する法第19条の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。

2. 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
機構名義への書換手数料	預託を行った参加者	<p>(1) 株券 1 株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額</p> <p>(1 参加者による 1 日 5 億株超の預託(機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。)に係る株券の名義書換に要した費用及び当該預託に係る株券の総数を含まない。)</p> <p>(2) 協同組織金融機関の優先出資証券 1 口につき 預託優先出資証券の名義書換に要した費用を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p> <p>(3) 投資証券 1 口につき 投資証券の名義書換に要した費用を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p>
単元未満株式の買取請求の取次に係る手数料	買取請求を行った参加者 (質権者を含む。)	1 件につき 300 円 ただし、機構が取り次いだ請求のうち、会社が無効としたものについては、徴収しない。
単元未満株式の買増請求の取次に係る手数料	買増請求を行った参加者	1 件につき 100 円 ただし、機構が取り次いだ請求のうち、会社が無効としたものについては、徴収しない。
参加者口座簿の写しの交付に係る手数料	口座簿の写しの交付を受けた参加者 (質権者を含む。)	1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、500 円にその超える枚数 1 枚につき 10 円を加算した額
利札処理手数料	預託新株予約権付社債の元利金の請求に関する事務を機構に委任する参加者	利札 1 枚につき 12 円
償還本券処理手数料	預託新株予約権付社債の元利金の請求に関する事務を機構に委任する参加者	償還本券 1 枚につき 12 円
利金請求事務手数料	元利金支払事務取扱参加者	利金支払金額 1 円につき 0.0018 円
償還金請求事務手数料	元利金支払事務取扱参加者	償還金支払金額 1 円につき 0.0003 円

新株予約権の行使事務代行手数料	預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使申出を行った参加者	次の(1)及び(2)により得られた金額を加算した額 (1)新株予約権の行使 1 件につき 500 円 (2)新株予約権の行使を行った新株予約権付社債券の各社債の金額につき 60 円
取扱廃止後株券の交付手数料	交付を受けた参加者	1. (1)の規定により適用される株券の交付手数料の徴収料率と同一とする。
取扱廃止後株券の保管手数料	口座残高を有する参加者	1. (1)の規定により適用される株券の保管手数料の徴収料率と同一とする。
クリアリング機構がその清算対象取引の決済方法として定めた D V P 決済に基づく振替を行った場合の処理に係る手数料	クリアリング機構	次の(1)から(5)までに掲げる期間の区分に従い、当該(1)から(5)に定める額を、当該各期間にそれぞれ適用する。 (1) 平成 14 年 4 月から平成 15 年 3 月まで 39,929 千円 (2) 平成 15 年 4 月から平成 16 年 3 月まで 39,929 千円 (3) 平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月まで 39,929 千円 (4) 平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月まで 39,929 千円 (5) 平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで 6,655 千円

- (注) 1. 株券に係る機構名義への書換手数料は、1 単元の株式の数が 1,000 株以外の銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じた数を当該 1 単元の株式の数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じて得た株数に読み替えて、当該徴収料率を算出するものとする。
2. 証券取引所が定めた売買単位が 1 口以外の投資証券に係る機構名義への書換手数料は、預託を受けた口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。
3. 機構名義への書換手数料は、4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までのそれぞれの期間ごとに徴収料率を算出する。
4. 1 参加者による 1 日 10 億株超の預託に係る株券の名義書換に要した費用は、当該預託を行った参加者が納入するものとする。
5. 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に単元未満株式の買取請求の取次については、当該買取請求の取次に関する手数料を徴収しない。